

昭和二十七年法律第二百九十二号

目次
地方公営企業法

第一回 総則 (第一条—第六条)	第二回 組織 (第七条—第十六条)	第三回 財務 (第十七条—第三十五条)	第四回 職員の身分取扱 (第三十六条—第三十九条)	第五回 一部事務組合及び広域連合に関する特例 (第三十九条の一・第三十九条の三)	第六回 雑則 (第四十条—第四十二条)
附則 第一章 総則	附則 第二章 組織	附則 第三章 財務	附則 第四章 職員の身分取扱	附則 第五回 一部事務組合及び広域連合に関する特例	附則 第六回 雑則 (第四十一条—第四十二条)

(経営の基本原則)

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第四条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

第五条 地方公営企業に関する法令等の制定及び施行規則及びその他の規程は、すべて第三条に規定する基本原則に合致するものでなければならぬ。

(地方公営企業の設置)

第六条 この法律は、地方公共団体の經營する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の經營に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する条例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第七条 この法律は、地方公共団体の經營する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く。)

二 工業用水道事業

三 軌道事業

四 自動車運送事業

五 鉄道事業

六 電気事業

七 ガス事業

八 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十一条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の經營する企業のうち病院事業に適用する。

前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十一条第一項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)又は広域連合(以下「広域連合」という。)にあつては、規約)で定めるところにより、その經營する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくななるまでの者

三 管理者は、常勤とする。

四 管理者の任期は、四年とする。

五 管理者は、再任されることができる。

六 管理者は、常勤とする。

七 管理者は、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

八 地方公共団体の長は、管理者に職務上の義務違反その他管理者たるに適しない非行があると認められる場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

九 管理者は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

十 管理者は、第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

十一 地方自治法第百五十九条、第一百六十五条第二項及び第一百八十条の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十条から第三十七条まで及び第三十八条第一項の規定は、管理者について準用する。

十二 管理者の地位及び権限

十三 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

十四 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

十五 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

十六 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

十七 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

十八 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

十九 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

二十 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

二十一 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

二十二 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

二十三 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

二十四 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

二十五 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

二十六 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

二十七 管理者は、前条の規定に基いて、地方公営企業の業務の執行に関し、おおむね左に掲げる事務を担任する。

二十八 管理者の任命は、衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることでできる。

二十九 管理者の任期は、四年とする。

三十 管理者は、再任されることができる。

三十一 管理者は、常勤とする。

三十二 管理者は、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合には、これを罷免することができる。

三十三 管理者は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

三十四 管理者は、第二項各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

三十五 管理者の地位及び権限

三十六 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

三十七 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

三十八 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

三十九 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十一 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十三 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十四 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十五 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十六 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十七 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十八 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

四十九 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

五十 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

五十一 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

五十二 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

五十三 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて經營する場合においては、それぞれ当該併せて經營する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

五十四 第七条ただし書の規定により管理者を置かない

二十七回

二十八回

二十九回

三十回

三十一回

三十二回

三十三回

三十四回

三五回

三十六回

三五回

三十六回

三五回

三十七回

三五回

三十八回

三五回

三十九回

三五回

長の同意を得てあらかじめ指定する上席の職員がその職務を行う。

第十三条の二 管理者は、その権限に属する事務の一部を臨時に代理させることができる。当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができる。(事務の委任)

第十三条の二 管理者は、その権限に属する事務の一部を、当該地方公共団体の経営する他の地方公営企業の管理者に委任することができる。

第十四条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設ける。

(補助職員)

第十五条 管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員(以下「企業職員」という。)は、管理者が任免する。但し、当該地方公共団体の規則で定める主要な職員を任免する場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の長の同意を得なければならない。

2 企業職員は、管理者が指揮監督する。

(管理者と地方公共団体の長との関係)

第十六条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の住民の福祉に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関し、その福祉を確保するため必要があるとき、又は当該管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と当該地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るために必要があるときは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる。

第三章 財務
(特別会計)
第十七条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めることにより条例で二以上の事業を通じて一つの特別会計を設けることができる。
(経費の負担の原則)

第十七条の二 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。
一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

一 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(補助)

第十八条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に出資をすることができる。

2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。
(長期貸付け)

第十八条の二 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができる。
2 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならぬ。

(事業年度)

第十九条 地方公営企業の事業年度は、地方公共団体の会計年度による。

(計理の方法)

第二十条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益の増減及び異動を、その発生の事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従つて、整理しなければならない。

3 前項の資産、資本及び負債で定めるところにより、その内容を明らかにしなければならない。

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保するものでなければならぬ。

(企業債についての配慮)

第二十二条 国は、地方公営企業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、地方公共団体が地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるため起こす地方債(以下「企業債」という。)の償還の繰延べ、借換え等につき、法令の範囲内において、資金事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(償還期限を定めない企業債)

第二十三条 地方公共団体は、企業債のうち、地方公営企業の建設に要する資金に充てるものについては、償還期限を定めないことができる。
この場合においては、当該地方公営企業の毎事業年度における利益の状況に応じ、特別利息をつけることができる。

(予算)

第二十四条 地方公営企業の予算是、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。

2 地方公営企業の長は、当該地方公営企業の管理者が作成した予算の原案に基づいて毎事業年度会の議決を経なければならない。

3 業務量の増加により地方公営企業の業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、管理者は、当該業務量の増加に因り増加する収入に相当する金額を当該企業の業務のため直接必要な経費に使用することができる。この場合においては、遅滞なく、管理者は、当該地方公共団体の長にその旨を報告するものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議論する。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債

2 その旨を議会に報告しなければならない。

(予算に関する説明書)

(予算の繰越)

第二十六条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

(出納)

第二十七条 地方公営企業の業務に係る出納は、管理者が行う。ただし、管理者は、地方公営企業の業務の執行上必要がある場合においては、政令で定める金融機関で地方公共団体の長の同意を得て指定したのに、当該地方公営企業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせることができる。

(公金の収納等の監査)

第二十七条の二 監査委員は、必要があると認めるととき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

2 監査委員は、前項の規定により監査をしたときは、監査の結果に関する報告を地方公共団体の議会及び長並びに管理者に提出しなければならない。

(企業出納員及び現金取扱員)

第二十八条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、当該地方公営企業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどらせるため、企業出納員及び現金取扱員を置く。ただし、現金取扱員は、置かないことができる。

2 企業出納員及び現金取扱員は、企業職員のうちから、管理者が命ぜる。

（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条並びに地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条の規定は、適用しない。

3 企業職員（政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）については、地方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。

4 企業職員については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定は、適用しない。ただし、第三十四条规定において準用する地方自治法第二百四十三条の二の九第三項の規定による処分を受けた場合は、この限りでない。

5 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十一条第一項及び第十七条の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」とあるのは、「退職管理」とする。

4 第四号の規定の適用については、同号中「人事行政の運営」とあるのは、「退職管理」とする。

5 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十一条第一項及び第十七条の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十二号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは、「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項目において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。）に二乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるよう地方政府官企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第十七条中「第十三条から前条まで」とあるのは、「第十三条规定及び前条」とする。

6 企業職員に対する地方公團体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認（第二号にあっては、承認その他の処分）」とあるのは、「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」とあるのは、「承

認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分」である。当該管理規程を制定していない場合にあつては、同法第六十一条の二第五項の規定による承認」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする。

認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあっては、同法第六十一条の二第五項の規定による承認）」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする。

第五章 一部事務組合及び広域連合に関する特例

組織に関する特例

第三十九条の二 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（以下「企業団」という。）の管理者の名称は、企業長とする。

企業団には、第七条の規定にかかわらず、同一条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行う。

3 企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとする。

企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとする。

4 第七条の一第二項及び第四項から第十項まで、地方自治法第百八十条の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十四条の規定により選任される企業長について準用する場合は、企業長について準用する。この場合において、第七条の二第七項及び第八項中「地方公共団体の長は」とあるのは、前項に規定する方法により選任される企業長について準用する場合にあつては、「企業団を組織する地方公共団体の長は、共同して」と、前項の別段の定めにより選任される企業長について準用する場合には、「企業団の規約で定める者は、その規約で定めるところにより」と読み替えるものとする。 企業団の監査委員は、企業長が企業団の議会に同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に優れた識見を有する者のうちから選任する。 5 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（以下「広域連合企業団」という。）に対する第七条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「管理者」とする。 企業団又は広域連合企業団の設置があつた場合における企業長の選任の時期その他必要な事項は、政令で定める。 （財務に関する特例） 第三十九条の三 企業団又は広域連合企業団においては、地方公営企業の財務以外の財務について、

2 ても、第十七条から第三十五条まで及び附則第二項の規定を適用する。

第十七条の二から第十八条の二までの規定は、企業団又は広域連合企業団を組織する地方公共団体の当該企業団又は広域連合企業団に対する経費の負担、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

ても、第十七条から第三十五条まで及び附則第二項の規定を適用する。

第十七条の二から第十八条の二までの規定は、企業団又は広域連合企業団を組織する地方公共団体の当該企業団又は広域連合企業団に対する経費の負担、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

前二項の規定は、第二条第二項又は第三項の規定により財務規定等が適用される企業の経営に関する事務を処理する一部事務組合又は広域連合に準用する。

第六章 雜則

(地方自治法の適用除外)

第四十条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第八号まで及び第二百三十七条第二項及び第三項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。

2 地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第九号、第十二号及び第十三号の規定は、適用しない。

(業務の状況の公表)

第四十条の二 管理者は、条例で定めるとところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、これをもつて、当該地方公営企業に係る地方自治法第二百四十三条の三第一項の規定による普通地方公共団体の長の行う公表とみなす。

(助言等)

第四十条の三 総務大臣は、地方公営企業が第三条に規定する基本原則に合致して経営されるよう、地方公営企業を経営する地方公共団体に対し、助言し、又は勧告することができる。

2 総務大臣は、前項の助言又は勧告を行うため必要がある場合には、地方公営企業を經營する地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、当該地方公営企業の経営に関する事項について報告を求めることができる。

(国と地方公営企業を経営する地方公共団体等との関係)

第四十一条 地方公営企業の経営に関し、地方公共団体相互の間で協議がととのわない場合において、関係地方公共団体の申出があるときは、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事は、必要なあつ旋若しくは調停をし、又は必要な勧告をすることができる。

(地方公共企業体)

第四十二条 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営企業を経営するための地方公共企業体を設けることができる。

附 則 **抄**

(施行期日) 1 この法律の施行期日は、この法律公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める。 (資産の再評価)

2 地方公営企業の資産は、資産の適正な減価償却の基礎を確立するため、政令で定めるところにより、再評価しなければならない。

3 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三〇年八月二六日法律第一七八号)

この法律は、公布の日から施行する。

2 1 改正後の第三十二条の規定は、昭和三十年度の決算から適用する。この場合においては、昭和二十九年度以前において改正前の第三十二条の規定により積み立てた利益準備金は、政令で定めるところにより、改正後の第三十二条第一項に規定する減債積立金又は利益積立金として積み立てられたものとする。

四月一日から施行する。

附 則 (昭和三五年四月三〇日法律第七一〇号) **抄**

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、地方公営企業法第一条の改正規定及び同法第三十四条の次に一条を加える規定並びに附則第四項及び附則第五項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(政令への委任) 3 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号)

される際現在に在任する当該一部事務組合の管理者は、昭和四十四年十二月三十一日（当該管理事者の任期が同日まで満了する場合にあつては、その任期が満了する日）までの間、引き続き新法の規定による企業団の企業長として在任することができる。

2 前項の一部事務組合について新法第三十九条の二の規定が新たに適用される際現在に在任する当該一部事務組合の監査委員は、昭和四十四年十二月三十一日（当該監査委員の任期が同日まで満了する場合にあつては、その任期が満了する日）までの間、引き続き新法による監査委員として在任することができる。この場合において、監査委員として在任する者の数が同条第五項に規定する規約で定める定数をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該数をもつて当該企業団の監査委員の定数とし、これらの委員に欠員が生じたときは、これに応じて、その定数は、同項に規定する規約で定める定数に至るまで減少するものとする。

（政令への委任）

第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （昭和四五年三月一二日法律第二一號）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）

3 この法律の施行の際現在に改正前の地方公営企業法の一部を改正する法律附則第十条第三項の規定の適用を受けている企業団については、改正後の地方公営企業法第三十九条の二第七項の規定にかかわらず、昭和四十五年十二月三十一日までの間、この法律の施行の際における当該企業団の規約で定める議会の議員の定数をもつて当該企業団の議会の議員の定数とすることができる。

附 則（昭和五〇年七月一日法律第六一）
（施行期日）抄
1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。
附 則（昭和六一年五月三〇日法律第七一）
（施行期日）抄
1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
(政令への委任)
第四十二条 附則第一条から前条までに定めるものは、政令で定める。
附 則（平成三年四月二日法律第二四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 この法律の施行の際現在に在職する地方公営企業法第三十九条の二第一項に規定する地方公団の監査委員は、その任期が満了するまでの間、前条の規定による改正後の地方公営企業法第三十九条の二第六項の規定により選任された監査委員とみなす。
(政令への委任)
第十三条 附則第二条及び第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。
附 則（平成三年一二月二四日法律第一一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。
附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄
（施行期日）
1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

（施行期日）
附 則 （平成九年六月四日法律第六七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七十五条第四項、第一百九十五条第二項、第一百九十六条第二項、第一百九十九条、第二百条第二項、第四項及び第五項、第二百三十三条规定項、第二百四十二条第六項、第二百四十二条第六項並びに第二百四十三条の二第五項の改正規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条並びに第四条の規定 平成十年四月一日
附 則 （平成一年七月一六日法律第八七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四项及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二十二条の規定 公布の日
（地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置）
第一百五十四条 施行日前に第四百六十五条の規定による改正前の地方公営企業法第四十九条第二項において準用する同法第四十四条第一項、同法第四十九条第二項において準用する同法第四

十四条第二項において準用する同条第一項若しくは同法第四十九条第二項において準用する同法第四十四条第三項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現にこれららの規定によりされている承認の申請は、それぞれ第四百六十五条の規定による改正後の地方公営企業法第十四条第二項において準用する同法第四十四条第一項、同法第四十九条第三項において準用する同法第四十四条第一項又は同法第四十九条第三項において準用する同法第四十四条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定(以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされてる許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされてる行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告・届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていなものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁（以下この条において「处分分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

第二百六十三条 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

(手数料に関する経過措置)
（手数料に関する経過措置）
第二百六十四条 行政日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもの（ほか、なお従前の例による。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税

財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二年七月二二日法律第一〇七号) 抄

(施行期日) この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二年一月二十五日法律第一〇七号抄

(施行期日) この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日から施行する。）

附則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、平成一八年三月三一日法律第八一号抄

(施行期日) この法律は、平成一八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一八年三月三一日法律第八二号抄

(施行期日) この法律は、平成一八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一八年六月七日法律第五三号抄

(施行期日) この法律は、平成一九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一九年四月一日法律第一〇四号抄

(施行期日) この法律は、平成一九年四月一日から施行する。

三に改める部分を除く。）及び同条第三項の改正規定（平成十七年四月一日）

附則 (平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、平成一八年三月三一日法律第八二号抄

(施行期日) この法律は、平成一八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一八年三月三一日法律第八二号抄

(施行期日) この法律は、平成一八年三月三一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一八年六月七日法律第五三号抄

(施行期日) この法律は、平成一九年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成一九年四月一日法律第一〇四号抄

(施行期日) この法律は、平成一九年四月一日から施行する。

企業法第三十条の改正規定、第三条（地方独立行政法人法第十九条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の改正規定及び同法第一百二十三条第一項の改正規定（「含む。」）の下に「、第十九条の二第二項及び第四項」を加える部分に限る。）を除く。）の規定並びに第四条中市町村の合併の特例に関する法律第四十五条の改正規定並びに次条第二項並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七項から第十項まで、第十三項及び第六项、第五条第一項、第八条、第九条並びに第十二条の規定 平成三十年四月一日（地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第二条の規定による改正後の地方公営企業法第三十条第八項の規定は、第三号施行日以後に地方公営企業法第三十条第四項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。
(政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第七十七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日
二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十六条、第六十二条、第六十六条规定から第六十九条

まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条（第七十二条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十七条、第一百六十八条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定）公布の日から起算して六月を経過した日
（検討）
（行政庁の行為等に関する経過措置）
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（次格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政の处分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお從前の例による。

(施行期日) **附 則**（令和四年六月一七日法律第六八
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九十九条の規定 公布の日

附 則 **(令和五年五月八日法律第一九号)抄**

(施行期日) **第一 条** この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第八十九条及び第九十四条の改正規定並びに次条第二項及び第四項（同条第二項に係る部分に限る）並びに附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) **第二 条** この法律による改正後の地方自治法（以下この条において「新法」という。）第二百三十二条の二の三第一項の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に地方自治法第二百三十二条の二の三第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者（同項に規定する指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に同条第一項の規定による指定を受けた指定納付受託者については、なお従前の例による。

普通地方公共団体の長は、施行日前においても、新法第二百四十三条の二第一項の規定の例により、指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた者は、施行日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日ににおいて現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（新法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

前二項の規定は、附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）、第三十三条の二の規定において新法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用す

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第三条、第八条、第十条及び第十三条の規定（公布の日（地方公営企業法の一部改正に伴う経過措置））

二 第十条 地方公営企業法第十五条第一項に規定する企業職員（以下この条において「企業職員」という。）が第一条の規定による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第五項の規定による承認を受けて勤務しない時間について当該企業職員の業務に従事させるため、平成二十四年四月一日から附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に行われた地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第二条第二項に規定する短時間勤務職員の任期を定めた採用は、附則第八条の規定による改正後の地方公営企業法第三十九条第六項の規定により読み替えて適用する附則第十二条の規定による改正前の地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定による採用とみなす。

（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和六年六月二六日法律第六五
号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二百三十一条の四の見出し及び同条第一項、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書並びに第二百四十三条の改正規定、第二百四十三条の二の人を第二百四十三条の二の九とし、第二百四十三条の二の七を第二百四十三条の二の人とし、第二百四十三条の二の六

の次に一条を加える改正規定並びに第二百八十七条の二第十項の改正規定（第二百四十三条の二の七第二項）を「第二百四十三条の二の八第二項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条、第七条、第八条、第十二条、第十三条（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第五項の改正規定に限る。）及び第十三条の規定（公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
